

学校伝染病に係わる登園に関する意見書

お子様が下記の学校伝染病で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。
また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

主治医様

学校伝染病に係わる登園に関する意見書について(依頼)

平素は、幼稚園の子ども達の健康、安全にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。ご多忙の中誠に恐縮ですが、当園では、公立の幼稚園・小学校等にならない、学校伝染病に罹ったお子様が登園する時、証明書を提出していただくよう指導しておりますので、宜しく願い致します。下記の園児の疾患について、記入の上保護者にお渡し下さいますよう宜しくお願い致します。

----- キリトリ -----

学校法人ルンビニ学園
認定こども園 光明台幼稚園

学校伝染病に係わる登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第 20 条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので 以降の登校・登園が可能であると判断しました。

組	園児名

<病名>

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹(はしか) | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風疹 | 10. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘(みずぼうそう) | 11. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 12. A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎 |
| 5. 百日咳 | 13. 感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウィルスなど) |
| 6. 咽頭結膜熱(プール熱) | 14. アデノウィルス咽頭炎(アデノウィルス感染症) |
| 7. 結核 | 15. その他の伝染病 |
| 8. インフルエンザ様感冒 | (病名:) |

* その他の伝染病とは、必ずしも学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患全てが対象となります。

年 月 日

医療機関:

診察医師:

㊞